

船橋市歯科診療所 第4次中期行動計画

1. 利用者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項

目標1. 口腔ケアの充実

口腔ケアにより症状の改善もしくは現状維持をめざす。

中期目標値と各年度の目標値

区分	口腔内の状態が「可」と評価された患者の割合
目標値	70%以上
令和5年度	70%以上
令和6年度	70%以上
令和7年度	70%以上

在宅療養高齢者の多くは、口腔ケアが行き届かず口腔衛生状態の悪化をきたし、また、障害児者に関しても、自ら十分な口腔清掃を施すことが困難である。そのため、う蝕や歯周病の発症だけでなく、誤嚥性肺炎や心内膜炎などの重篤な疾病を引き起こし、在宅を離れ入院となることも多い。それらの多くの方々には適切な診療を受けたくても診療所とつながる手段が分からなかったり、また分かっているにもかかわらず行動に移すことが億劫になってしまう。そのため、診療の中で、家族や介護者に口腔衛生状態の改善の必要性を説明・指導することにより、利用者への介入を図ることで口腔衛生を維持しやすい環境を構築し、目標の達成を目指す。

- ① 自宅での生活状況を把握し、口腔衛生を維持するためにより適切かつ可能な方法を選択して口腔ケアの指導を行う。
- ② 口腔ケアを指導するために、他職種と連携しながら、歯科衛生士が効果的に関わられるような体制を構築する。
- ③ 家族や介護スタッフへ、一般的口腔ケアの手技や介入方法についての支援を行い、日常の口腔ケアの質の向上を目指す。

目標 2. 摂食嚥下機能訓練による口から食べる機能の維持

摂食嚥下機能訓練により、概ね6ヵ月を目安として経口摂取できる状態を維持する。

中期目標値と各年度の目標値

区分	経口摂取できる状態を維持できた患者の割合
目標値	70%以上
令和5年度	70%以上
令和6年度	70%以上
令和7年度	70%以上

摂食嚥下障害を有し不自由でありながら食べ物を経口にて摂取している方に対し、現在のADL（日常生活動作）や口腔咽頭機能に合った適切な体位や食形態、食事方法を提案したり、口腔機能管理を行いながら、実現可能かつ安全な経口摂取計画の立案を行っていく。このことにより、口から食べる機能の維持を図り、QOL（生活の質）の維持若しくは向上を図れるよう支援を行っていく。

- ① 的確な検査や診断をもとに適切な訓練を行うと同時に、医療、介護との連携を図っていく。
- ② 自宅や施設において食事場面を確認し、姿勢、環境、食事内容の適正化を図り安全な経口摂取が続けられるよう支援していく。
- ③ 摂食機能の低下や構音機能の低下により歯科受診した際に、診断されていない疾病の可能性を検討し、適切な後方病院等につなぎ早期治療を行うことで、経口摂取の維持を図る。

目標 3. 固定診療の患者満足度

目標 4. 訪問診療の患者満足度

中期目標値と各年度の目標値

区分	「満足」と「やや満足」を足した割合	
	固定診療	訪問診療
目標値	80%以上	80%以上
令和5年度	80%以上	80%以上
令和6年度	80%以上	80%以上
令和7年度	80%以上	80%以上

・固定診療

- ① 予約時間を超過することがないように、症状に応じ体調や家族の協力の度合いを考慮して1回の診療範囲を設定する。
- ② 利用者の希望に合う予約時間の設定に努める。
- ③ 治療内容に関して適切かつ十分なインフォームドコンセントのもと処置を開始し、その変更があった際には適宜インフォームドコンセントを行っていく。
- ④ 利用者に寄り添う言葉や態度を心がけるとともに、従事者に対して定期的に研修し医療接遇の向上を図る。
- ⑤ ご意見箱を設け、利用者の意見に耳を傾けて、必要な対策や改善を行う。
- ⑥ 利用者に応じた定期検診を行い疾病の予防、早期発見早期治療を目指す。
- ⑦ 多くの患者を診療できるよう診療時間は患者毎に無理のない範囲で適宜調整する。

・訪問診療

- ① 診療の依頼があった際、急性症状が強く生活の質の低下を招く恐れがある場合は、早期に治療を開始するなど迅速な対応を行う。
- ② 訪問診療の予定時間の誤差を少なくするために、道路状況等を把握し、地域ごとや区画ごとに訪問診療の予定を立てていく。
- ③ 訪問する際には、体調の急変等もあるため直前に再度電話で確認の上訪問する。
- ④ 的確な診断のもと、十分に話し合い、治療計画書とともに治療の見込みと訪問診療における治療の限界を伝える。
- ⑤ 訪問するにあたり、挨拶や声掛けを十分に心がけ、在宅での診療準備等で備品の配置を変えた場合は現状復帰を基本とする。
- ⑥ 必要機材は電気と水以外すべて用意し行う。また、廃棄物等は持ち帰る。
- ⑦ 介護医療等多職種との連携を密にし的確な対応をする。

2. 財務内容の改善に関する事項

目標5 かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 指定管理料の執行率

目標6 さざんか特殊歯科診療所 指定管理料の執行率

中期目標値と各年度の目標値

区分	指定管理料の執行率	
	かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所	さざんか特殊歯科診療所
目標値	100%以下	100%以下
令和5年度	100%以下	100%以下
令和6年度	100%以下	100%以下
令和7年度	100%以下	100%以下

・かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

- ① 多職種と顔の見える関係を作り、医療・介護・福祉連携の中で利用者を増やす。
- ② 予約の動向をみて、当番医の出動人数を調整する。
- ③ コストを減らすため、材料、薬品類の管理を徹底する。

・さざんか特殊歯科診療所

- ① キャンセルが出た場合には他の利用者の予約を入れ、キャンセルした利用者にはその後のフォローを検討する。
- ② 担当医によって治療方法が異なると器材等も揃える必要があることから、研修や管理指導医等からの指導に添った治療を心がける。
- ③ パソコン、カメラ等の精密機器の故障がないよう定期的な点検を行う。

3. その他管理に関する重要事項

目標7 従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。

- ① 全従事者を対象に医療安全研修を年1回行い、医療事故防止（インシデント・アクシデント報告の共有と改善等）や感染予防（スタンダードプリコーション等）に配慮した診療が行えるようにする。
- ② 全従事者を対象に救急蘇生実習を年1回行い、1次救命処置（BLS）などについて研修する。
- ③ 医道高揚を含め、全従事者を対象に診療の一貫性を目的とした講習会を年1回実施する。